



平成23年2月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 牛 嶋 素 一
(コード番号 4641 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 石 井 忠 雄
(T E L 042-774-3333)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年2月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年3月25日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本社を移転させることにより、主たる事業の強化、新規事業の創出・拡大、国際展開を図りながら企業価値を高めるため、現行定款第3条の本店所在地を神奈川県横浜市に変更するものであります。

また、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役の選任及びその決議の効力を有する期間等に関する現行定款第34条に追加するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第3条 (本店の所在地) 当会社は、本店を神奈川県相模原市に置く。 第34条 (監査役の選任) 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (新設)	第3条 (本店の所在地) 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。 第34条 (監査役の選任) (現行どおり)
2) 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新設)	2) 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。 3) 当社の監査役及び補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 4) 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

3. 定款変更に係る日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年3月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成23年3月25日 (予定)

以上